



# 大井町いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月

(平成 29 年 12 月改定)

(令和 8 年 3 月改定)

大井町教育委員会

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの、との認識に立つ必要がある。

今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題はさらに複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかったインターネット上のいじめ等、新たな課題も生じている。そうした中で、いじめ根絶の視点からさらなる施策の推進や、学校・家庭・地域との協働が必要になってきている。

大井町においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童等にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策に当たってきたところである。

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。法第 12 条では地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定され、平成 26 年 4 月には「大井町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定した。

その後、平成 29 年 3 月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が改定されるとともに、平成 29 年 11 月に「神奈川県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）が改定されたことから、町の基本方針も平成 29 年 12 月に改定した。

今般、法の施行から 10 年以上が経過し、依然として法や県及び町の基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）等に沿った対応ができていなかったために、児童等に深刻な被害を与える事態が発生している。また、調査の実施に係る課題も明らかになったことから、令和 6 年 8 月に重大事態ガイドラインが改訂された。さらに、令和 7 年 11 月にこども家庭庁及び文部科学省共同により、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」と「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」が公表された。これらの内容を反映させるため、町の基本方針も再度見直し、改定することとした。

改定に当たっては、児童等の尊厳を一層保持するため、改めて学校・家庭・地域、その他の関係機関と考え方を共有し、連携して取り組むとともに、いじめの防止等（いじめの未然防止のための措置、いじめの早期発見のための措置及びいじめに対する措置をいう。）の推進体制のさらなる充実を図るものとする。また、いじめ事案発生時やいじめの重大事態発生時の対応フローを見直し、法に則った組織的な対応を実行できるものとする。

はじめに	1
<b>第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b>	<b>3</b>
1 策定の目的	
2 いじめの定義	
3 いじめの防止等のための対策の基本理念	
<b>第2章 いじめの防止等のために本町が実施する施策</b>	<b>4</b>
1 組織の設置	
2 いじめの防止等のための基本施策	
<b>第3章 いじめの防止等のために教育委員会及び町立幼稚園・小中学校が実施する施策</b>	<b>6</b>
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめの防止等に取り組む組織	
3 いじめの未然防止のための措置	
4 いじめの早期発見のための措置	
5 いじめに対する措置	
<b>第4章 重大事態への対処</b>	<b>9</b>
1 いじめの重大事態	
2 教育委員会又は町立小中学校による対処	
3 町長による再調査等	
<b>第5章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項</b>	<b>12</b>
1 町基本方針の取組の検証・見直し	
〔資料1〕 対応フローⅠ「いじめ事案発生時の対応について」	13
〔資料2〕 対応フローⅡ「重大事態発生時の対応について」	14
〔資料3〕 大井町いじめ防止等のための主な関係機関等一覧	15

## 1 策定の目的

本町におけるいじめの根絶に向けて、児童等の尊厳を保持するとともに、学校・家庭・地域、その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめの防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、法第12条の規定に基づき、本町におけるいじめの防止等の基本的な方針を示すものとして、町の基本方針を定める。なお、町の基本方針の策定・見直しに当たっては、国及び県の基本方針を参酌(法第12条)するとともに、本町の実情を踏まえたものとした。

## 2 いじめの定義

法第2条に規定されているいじめの定義は次のとおりである。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、法の定義や国及び県の基本方針に基づき、本町においても学校の内外を問わず、児童等がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については国及び県の基本方針を参照する。

## 3 いじめの防止等のための対策の基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本町は、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童等一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいく。また、大人はあらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのないものであることを教え、他者を尊重し、多様性を認め合い、思いやる力を育み、学校は、児童等に対して自分はもちろん他人の「いのち」も大切に、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組むこととする。

## 1 組織の設置

町は、次の組織の設置等により、実効的にいじめの防止等のための対策を行う。

- 本町では、法に基づく取組を推進していくため、法第14条第1項の趣旨を踏まえた協議会として、大井町条例第10号「大井町青少年問題協議会条例」に基づく協議会と兼ねて「大井町いじめ問題対策連絡協議会」を設置するものとする。また、法第14条第3項に基づき、いじめの防止等のための対策に関する協議や、法第28条第1項に規定する重大事態の調査・検証を行う附属機関として、「大井町いじめ防止対策調査会」を設置するものとする。
- 「大井町いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめの問題のみに特化した組織としなければならないものではない。しかしながら、いじめの問題は児童等指導上の課題や地域の児童等の健全育成と密接な問題なので、いじめの防止等に関係する協議会であることは明らかにしながら、広い機能を持つ協議会として設置することとする。
- 重大事態の調査については、神奈川県教育委員会と連携し、支援体制を活用することで、調査組織等の円滑な運営を図る。

## 2 いじめの防止等のための基本施策

町は、次の7つの基本施策に基づき、いじめの防止等のための対策を行う。

### (1) 関係機関等との連携

- いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、学校・家庭・地域、その他の関係機関の連携を図るため、必要な相互の連絡調整を行う。
- 学校及び教職員、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめの防止等のための対策に係る連携の強化や、保護者が児童等の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした家庭への啓発を行う。
- いじめの防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

### (2) 学校・家庭・地域が連携した見守り・活動の場づくり

- 学校・家庭・地域において、児童等が安心して過ごすことができるよう、児童等に対するあいさつ・見守り活動における連携を促進する。
- 地域における行事及び活動、団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童等が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。

### (3) いじめの早期発見のための措置

- より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する相談を受け付ける体制の強化を行う。
- 町立幼稚園・小中学校がいじめの早期発見への対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

#### (4) 教職員等の資質の向上及び人材の確保

○幼児・児童・生徒指導関連の会議における情報提供や校内研修資料の提供、町立幼稚園・小中学校における研修の充実や授業改善を通じた教職員の資質向上、幼児・児童・生徒指導に係る職員体制の整備、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずる。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

○ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）を防止し、効果的に対処することができるよう、企業等と連携を図り、情報モラル教室や保護者への働きかけ等により、児童等や保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深める活動を行う。

#### (6) 啓発活動の推進

○いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、その理解を促すよう、学校・家庭・地域、その他の関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。

#### (7) いじめの早期解決のための措置

○法第24条の規定により、学校から法第23条第2項の規定に基づくいじめ（いじめの疑いがあるものを含む。）の報告を受けたときは、必要に応じて支援し、学校が適切な措置を講ずるよう指導、助言を行う。

※町立幼稚園は、3～5について発達段階に応じて準用する。

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第13条の規定により、町立小中学校は、改定された国の基本方針又は県及び町の基本方針を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。
- 学校基本方針は、いじめの防止等の基本的な方向やいじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定める。
- 学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- i 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。
- ii いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながる。
- iii いじめを行った児童等への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめを行った児童等の支援につながる。

- 町立小中学校は、学校基本方針の策定・見直しの後、速やかに町のホームページにて公表し、入学式や年度初めの保護者会、学校運営協議会等において、児童等や保護者、地域の方々に説明する等、家庭、地域の理解と協力が得られるよう努める。

## 2 いじめの防止等に取り組む組織

- 法第22条の規定により、町立小中学校は、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめの防止等を実効的に取り組む組織として「学校いじめ対策組織」を設置する。
- 「学校いじめ対策組織」は、いじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であり、そのことを全ての教職員が確認するとともに、情報や対応方針の可視化や、教職員が発言することに対する心理的安全性の確保を図ることとする。また、この組織が、いじめを受けた児童等を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童等から認識されるようにする。
- 「学校いじめ対策組織」で組織的に対応するために、いじめの認知から対応までの過程や対応する教職員の役割分担、段階における関係機関との連携について具体的に検討し、対応フローを明確にしておく。
- いじめ事案の内容の深刻さに応じて、機動的連携型支援チーム（機動的に課題解決を行う最小のチーム）、校内連携型支援チーム（「学校いじめ対策組織」に相当）、ネットワーク型支援チーム（学校と関係機関等で構成されるチーム）のいずれにより対応するか判断し、事案に応じて適切に対応を行う。
- 「学校いじめ対策組織」は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- 教育委員会は、学校いじめ対策組織が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うと

ともに、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導、助言又は援助を行う。

### 3 いじめの未然防止のための措置

- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。また、町立幼稚園においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを育むことができるよう保育活動の充実を図る。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等一人ひとりを大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にしたい学級経営をめざす。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動の重要性を理解させるように努め、いじめの防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- 教育委員会及び町立小中学校は、特に配慮が必要な児童等に係るいじめについては、当該児童等の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行う。なお、配慮が必要な児童等には、発達障害を含む障害のある児童等、海外から帰国した児童等や外国の児童等、外国につながりのある児童等、性同一性障害に係る児童等や「性的マイノリティ」とされる児童等、大規模災害等により避難している児童等を含む。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- 教育委員会及び町立小中学校は、インターネットやSNSにおけるいじめの防止に向けて、企業と連携した情報モラル教室を実施するとともに、保護者に対して家庭での適切なルールづくりの必要性等について周知する。
- 教育委員会は、教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。
- 法第34条の規定により、町立小中学校は、学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置づけるようにする。

### 4 いじめの早期発見のための措置

- 町立小中学校は、日常的に児童等の様子や行動を観察するとともに児童等の相談に真摯に対応し、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- 町立小中学校は、在籍する児童等にいじめの疑いや相談があったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童等への支援・指導を適切かつ迅速に行う。
- 教育委員会及び町立小中学校は、いじめの実態を適切に把握するため、質問票の使用、児童等との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩

み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

## 5 いじめに対する措置

○教育委員会及び町立小中学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、いじめの疑いがあると判断したときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめの解消に向けた取組を行うとともに、次の対応等により再発防止に努める。なお、いじめを受けた児童等の立場に立ち、いじめに当たると判断した場合でも「いじめ」という言葉を使わずに指導することもある。

- |     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| i   | いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援 |
| ii  | いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言   |
| iii | 全体（学級、部活動、遊び仲間等）の問題として、児童等への指導       |

※いじめの「解消している」状態、及び「いじめ」という言葉を使わずに指導する事例は、国及び県の基本方針を参照する。基本的に「解消している」と判断するには、「いじめに係る行為の解消」及び「いじめを受けた児童等が心身の苦痛を受けていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされていることとする。

○町立小中学校は、学校基本方針に沿い、いじめに係る情報を適切に記録する。

○町立小中学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて町その他の関係機関等の協力や援助を求める。

○町立小中学校は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等及び双方の保護者に対し、確認された事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

○町立小中学校は、いじめを行った学齢児童等に指導する場合、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には生命、身体又は財産を脅かす行為にもなることを理解させるとともに、自らの行為の他者への責任を自覚させなければならない。

○教育委員会は、いじめを行った学齢児童等に対して、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールロイヤー等に助言を求めるとともに、学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合も含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を速やかに講ずるものとする。また、町立小中学校は、いじめを受けた児童等をいじめが解消するまで守り通すとともに、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

○町立小中学校は、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童等との対話を深めること等を通して、いじめの再発防止に努める。

○教育委員会及び町立小中学校は、出席停止となった児童等の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援する。

○教育委員会及び町立小中学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、学校警察連携制度を活用するなど、警察署との連携を図る。

○関係機関等の組織名・担当部署・所在地・連絡先・役割等を一覧にして、全教職員に配付したり、職員室に掲示したりすることで、連携する必要が生じたときに速やかに動けるようにしておく。

## 1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国及び県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂文部科学省）」により適正に対応する。

児童等がいじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は教育委員会を通じて町長に重大事態の発生について報告するとともに、教育委員会又は学校は当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

○重大事態かどうかの判断は、次の考え方により、教育委員会又は学校が判断する。

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

- ▶【第1号】 いじめを受けていた児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ▶【第2号】 いじめを受けていた児童等が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合
  - ※年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、重大事態として対応する。

○重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、上記事案の疑いの段階を重大事態と言い、その段階から対応を開始するものとする。

○児童等やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。児童等や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言せず、適切かつ真摯に対応する。

## 2 教育委員会又は町立小中学校による対処

### (1) 重大事態発生の報告

○法第30条第1項の規定により、町立小中学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに町長に報告する。なお、町教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告する。

### (2) 事実関係を明確にするための調査

○法第28条第1項の規定により、教育委員会又は町立小中学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、町立小中学校が主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ず

しも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。

#### 【学校が調査主体となる場合】

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「学校いじめ対策組織」が主体となって実施する。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

なお、法第 28 条第 3 項の規定により、教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行う。

#### 【教育委員会が調査主体となる場合】

教育委員会では、「大井町いじめ防止対策調査会」において調査を実施する。

本調査会の構成員は、学識経験者、医師、弁護士、児童等の発達、心理等について専門的知識を有する者、福祉等について専門的知識を有する者とする。

なお、町立小中学校で発生した重大事態について、町教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請する。

○調査を実施する前には、いじめを受けた児童等及びその保護者へ事前説明を行い、調査目的や調査の進め方等について共通理解を図ることとする。

### (3) いじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供

○法第 28 条第 2 項の規定により、教育委員会又は町立小中学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童等やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

### (4) 調査結果の報告

○学校が実施した調査結果は、調査報告書により教育委員会を通じて町長に報告する。教育委員会が実施した調査結果は、同じく調査報告書により直接町長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。そのため、調査を実施する教育委員会又は町立小中学校は、予めそのことをいじめを受けた児童等及びその保護者へ伝えるようにする。

### (5) 調査結果の公表

○教育委員会又は町立小中学校は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事

案の内容や重大性、いじめを受けた児童等及びその保護者の意向、公表をした場合の児童等への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表する。公表を行う場合は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

#### (6) 記録や資料の収集・保存

- 町立小中学校は、日常からいじめの疑いがある行為を「学校いじめ対策組織」へ報告し、組織的に共有した上で記録に残すようにする。
- 関係資料の保存について、アンケートの質問票や対象及び関係児童等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて5年とする。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても同じく5年とする。

### 3 町長による再調査等

#### (1) 再調査の実施

- 法第30条第2項の規定により、報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときには、第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行うことができる。

#### (2) 調査結果の報告

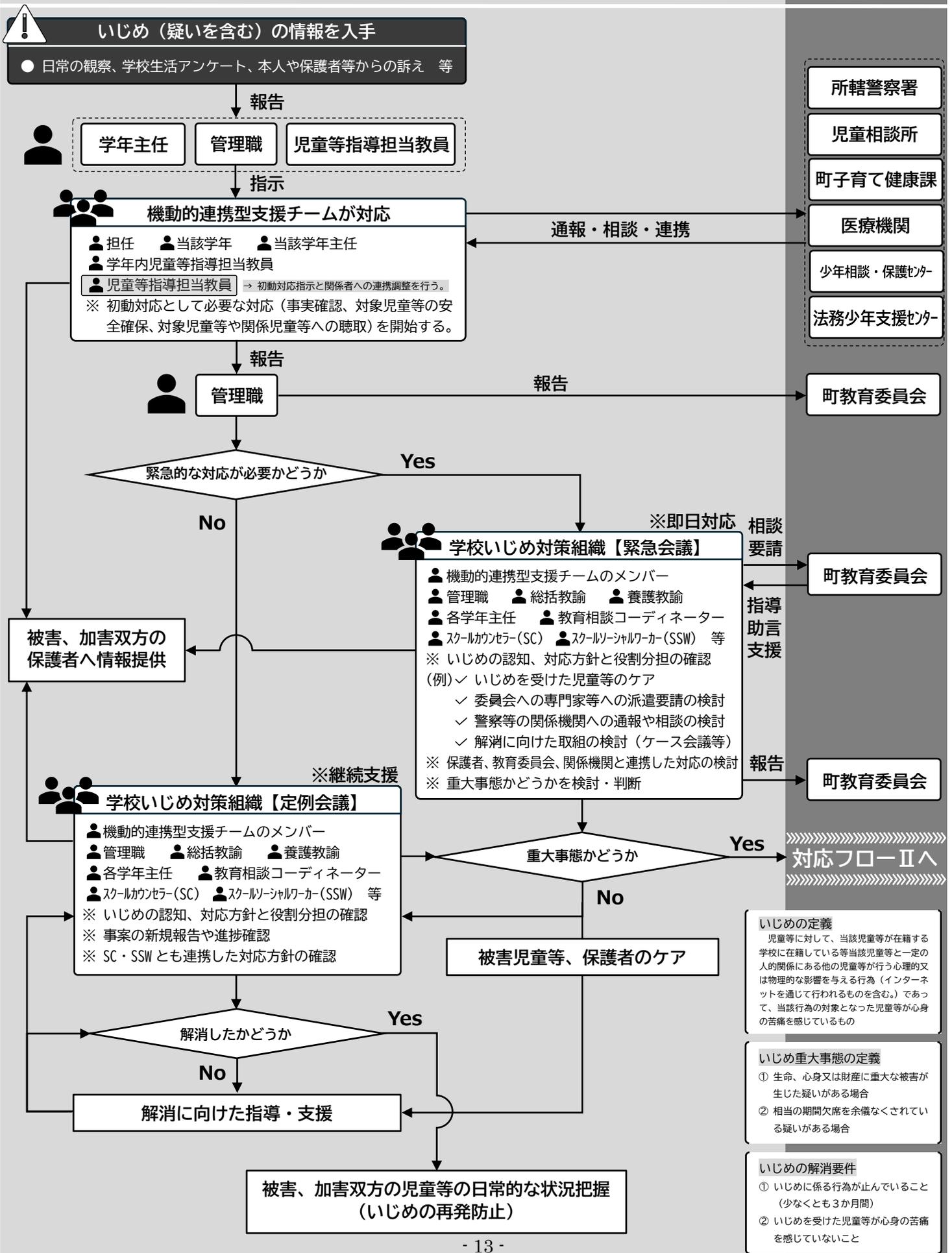
- 法第30条第3項の規定により、再調査を行ったときは、その結果を町議会へ報告する。

**1 町基本方針の取組の検証・見直し**

町は、町基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているか検証し、必要に応じて見直す。

町立小・中学校

関係機関等





## 大井町いじめ防止等のための主な関係機関等一覧

No	関係機関等	いじめ防止等に係る役割	所在地・連絡先
1	民生委員・児童委員 主任児童委員	地域の児童等の見守り、相談、支援活動に取り組む。また、児童福祉関係機関との連絡調整にあたる。	大井町金子 1964-1 TEL：0465-83-8011 (町福祉課)
2	大井町青少年指導員	青少年の健全育成に向けて、諸課題について協議を行ったり、夜間パトロールを行ったりする。	大井町金子 1995 TEL：0465-83-5409 (町生涯学習課)
3	神奈川県教育委員会教育局 県西教育事務所 指導課	大井町を所管する県教育委員会の機関。いじめ等の生徒指導上の問題に係る連絡や助言を行う。また、町が支援を要請した際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣する。	小田原市荻窪 350-1 TEL：0465-32-8000
4	足柄上指導課		開成町吉田島 2489-2 TEL：0465-83-5111
5	神奈川県警察 少年相談・保護センター 県西方面事務所	神奈川県警察の相談機関として、少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受ける。	小田原市荻窪 350-1 TEL：0465-32-7358
6	神奈川県警察 松田警察署	足柄上郡1市5町を管轄する警察署。非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめ事案が発生した場合には、連携・相談して対応する。	松田町松田庶子 477-1 TEL：0465-82-0110
7	小田原児童相談所	いじめに関する相談について、情報を共有して取り組む。また、いじめの背景に重篤な虐待の問題が予想される場合には、連携して対応する。	小田原市荻窪 350-1 TEL：0465-32-8000

